

福山誠之館同窓会所蔵品利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山誠之館同窓会（以下「同窓会」という。）が管理する展示室、収蔵庫等に所蔵する古文書、記録、刊行物、絵画、写真、工芸品及びデータ資料（以下「所蔵品」という。）の利用について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 展示室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 同窓会会員及び福山誠之館高等学校（以下「誠之館高校」という。）教職員・在校生
- (2) 大学、研究所、博物館その他これに準ずる機関の研究者
- (3) 地方公共団体等において、研究・実務に従事する職員
- (4) 鑑賞希望者

2 全ての利用者は、事前に同窓会事務局（以下「事務局」という。）の許可を得るものとする。

(利用時間)

第3条 利用時間は、次の各号を除き、午前10時から午後3時までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、これを変更できるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月6日まで）
- (4) その他同窓会及び誠之館高校行事等に伴い、事務局が閉局になる場合

(閲覧者の遵守事項)

第4条 所蔵品を閲覧する場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本人確認ができる身分証明書等を提示するとともに、別に定める申請書に必要事項を記入すること。
- (2) 閲覧は展示室内において行い、閲覧を終えた所蔵品は事務局の確認を得ること。
- (3) 展示室内では、鉛筆以外の筆記用具は用いないこと。
- (4) 所蔵品は、慎重に扱い汚損、破損（以下「破損等」という。）しないこと。
- (5) 事務局の指示に従うこと。

2 委員長は、次の各号に掲げる所蔵品の場合、閲覧を制限することができる。

- (1) プライバシー等秘密保持のため、又は公益上の理由により閲覧に供することが不適当な所蔵品
- (2) 破損等が著しく、保存上支障がある所蔵品
- (3) その他委員長が不適当と認めた所蔵品

(複写、データ使用等の制限)

第5条 所蔵品の複写、写真撮影及びデータ使用（以下「複写、データ使用等」という。）は、原則できないものとする。ただし、委員長は学術研究及び公益上特に必要が認められる場合は、次の各号に掲げる場合に限り、複写、データ使用等を許可することができる。

- (1) 申請した目的以外に使用しないこと。

- (2) 第三者の人権・プライバシーを侵害するおそれのないものであること。
- (3) 著作権法上の問題が生じるおそれのないこと。
- 2 所蔵品の複写，データ使用等を希望する者は，別に定める申請書を提出するものとする。
- 3 データ使用は，原則、有償とする。ただし，公的に利用するときは，無償にすることができる。

(貸出，出版物掲載の制限)

第6条 所蔵品の貸出及び出版物への掲載（以下「貸出，出版物掲載」という。）は，原則できないものとする。ただし，委員長は，次の各号に掲げる場合に限り，貸出，出版物掲載を許可することができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は博物館等が展示等に利用する場合で，展示施設が防災上安全かつ管理が厳重に行われると認められるとき。
- (2) 研究機関等において，学術研究のため利用する場合で，管理が厳重に行われると認められるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。
- 2 前項の貸出，出版物掲載にあたっては，別に定める申請書を提出するものとする。
- 3 所蔵品の貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は，次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 貸出期間内に返却すること。
 - (2) 破損等のないよう慎重に取り扱い，貸出前の状態で返却すること。
 - (3) 貸出目的以外に使用しないこと。
 - (4) 他の者に転貸しないこと。
- 4 出版物掲載にあたっては，次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第三者の人権・プライバシーを侵害するおそれのないものであること。
 - (2) 著作権法上の問題が生じるおそれのないこと。
- 5 借受者が所蔵品を亡失，著しく破損等した場合は，委員長は管理委員会の意見を聴取したうえで，適切に対処する。

(所蔵品を破損等弁償義務)

第7条 利用者は，利用中に所蔵品を破損等したときは，速やかにその旨事務局を通じて，委員長に申し出なければならない。

- 2 前項において，所蔵品の破損等が利用者の故意または重大な過失による場合は，その損害を弁償しなければならない。

(利用者の責任)

第8条 第5条，第6条に係る利用者は，所蔵品等に含まれる情報を利用することによって著作権，プライバシー等第三者の権利利益を侵害する等問題が生じたときは，その一切の責任を負うこと。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか，所蔵品の利用に関し必要な事項は，別に定める。

附則

この要綱は，令和5年11月15日から施行する。